

図書館

問 図書館 ☎ 55-4946 FAX55-4950

●資料数(令和6年3月31日現在)

図書 314,539冊 雑誌 141種
新聞 13種 視聴覚資料 3,045点

●開館時間

午前9時30分～午後5時

●休館日

- ・月曜日(祝日・振替休日にあたる時は開館し、その直後の平日を休館)
- ・毎月第2金曜日
- ・年末年始(12月28日～1月4日)
- ・特別整理期間(9月におよそ15日間)

●貸出

初めて借りるとき

図書館利用者カードをつくりましょう。
 申込書に必要事項を記入して、住所・氏名を確認できるもの(保険証・運転免許証など)を添えて図書館カウンターに出してください。
 ※住所や氏名などの変更があった場合は、ご連絡ください。

図書 1人8冊まで、貸出期間は2週間

視聴覚資料 1人2点まで、貸出期間は1週間

●返却

図書 カウンター及びブックポストへ返してください。(カードは必要ありません)
 休館の時は、ブックポストへ返却してください。

視聴覚資料 必ず図書館カウンターへ返却してください。

●図書館ブックポスト

設置場所は、エコール・マミ北館3階屋上駐車場入口横、広陵町役場1階玄関前、さわやかホール、はしお元気村、イズミヤショッピングセンター広陵店内です。各施設・駐車場が開いている時間帯は利用できますので、ぜひお使いください。

注意事項

- ・DVD・CD等の視聴覚資料は破損する恐れがありますので、直接図書館カウンターまで返却してください。
- ・投函された図書は、回収後に返却処理となるため、返却処理完了まで数日かかる場合があります。ご了承ください。
- ・他の図書館の本は入れないでください。

文化財

問 生涯学習課文化財保存室

指定文化財

広陵町内にある文化財のうち、重要なものがその保存および活用のため指定文化財に指定されています。国が文化財保護法に基づき指定する文化財が5件、奈良県が条例に基づき指定する文化財が8件、広陵町が指定する文化財が7件あります。

●国指定文化財

名称等	員数	種別	所在地	指定年月日
百済寺三重塔 鎌倉時代後期	一基	重要文化財(建造物)	広陵町大字百済 百済寺	明治39年4月14日
木造十一面観音立像 附 木造十一面観音立像(鞘仏) 鞘仏内納入品 奈良時代	一躯 一駄 一括	重要文化財(彫刻)	広陵町大字広瀬 与楽寺	平成17年6月9日
崇山古墳 古墳時代中期	一基	特別史跡	広陵町大字三吉	昭和27年3月29日 平成元年1月9日
乙女山古墳 古墳時代中期	一基	史跡	広陵町大字寺戸	昭和31年11月7日
牧野古墳 古墳時代後期	一基	史跡	広陵町馬見北8丁目	昭和32年6月19日

●奈良県指定文化財

名称等	員数	種別	所在地	指定年月日
教行寺本堂、対面所・書院 附 獅子口 文久境内指図 江戸時代	二棟 二個 一点	有形文化財(建造物)	広陵町大字萱野 教行寺	平成19年3月30日
板絵著色両界曼荼羅図 室町時代	二面	有形文化財(絵画)	広陵町大字的場 大福寺	昭和61年3月18日
木造十一面観音立像 難陀竜王像 雨宝童子像 室町時代	一駄 一駄 一駄	有形文化財(彫刻)	広陵町大字的場 大福寺	昭和42年11月25日
石造浮彫伝弥勒菩薩座像 平安時代	一駄	有形文化財(彫刻)	広陵町大字南郷	昭和54年3月23日
木造十一面観音立像 平安時代	一駄	有形文化財(彫刻)	広陵町大字古寺 正楽寺	平成6年3月25日
木造弘法大師座像 室町時代	一駄	有形文化財(彫刻)	広陵町大字広瀬 与楽寺	平成7年3月22日
瑞夢記 室町時代	一卷	有形文化財(書跡・典籍)	広陵町大字的場 大福寺	令和4年3月25日
三吉石塚古墳 古墳時代中期	一基	史跡	広陵町大字三吉	平成4年3月6日

● 広陵町指定文化財

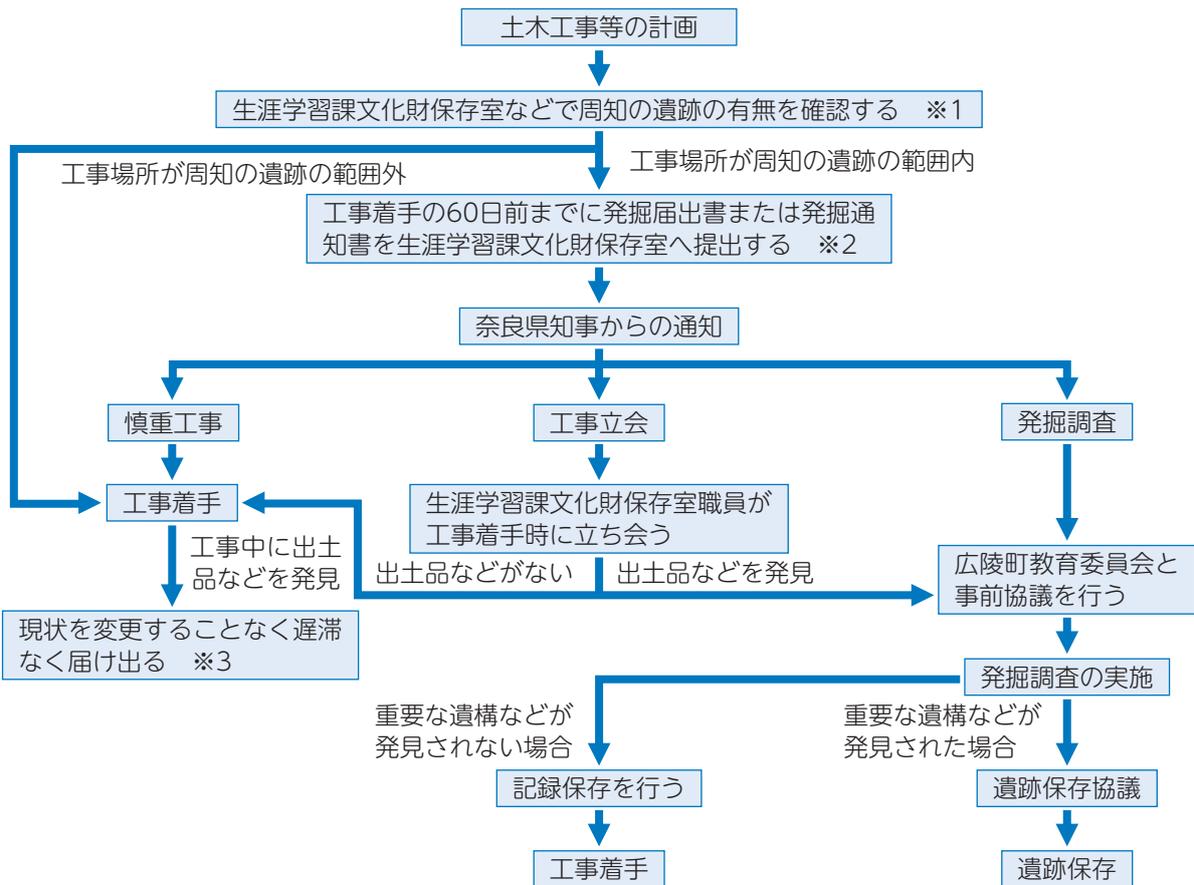
名称等	員数	種別	所在地	指定年月日
百済寺 本堂 江戸時代	一棟	有形文化財(建造物)	広陵町大字百済 百済寺	平成10年3月18日
木造毘沙門天像 附 像内納入印仏 平安時代	一軀 一括	有形文化財(彫刻)	広陵町大字南 長泉寺	平成10年3月18日
黒漆塗春日厨子 室町時代	一基	有形文化財(工芸品)	広陵町大字広瀬 与楽寺	平成10年3月18日
安部山古墳群 古墳時代後期	四基	史跡	広陵町馬見南2丁目	平成8年3月28日
八坂神社 ケヤキの巨樹	一木	天然記念物	広陵町大字古寺 八坂神社	平成8年3月28日
大垣内の立山祭		民俗文化財	広陵町大字三吉	平成8年3月28日
天神社の綱打ち		民俗文化財	広陵町大字広瀬 天神社	平成10年3月18日

埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、土器や石器あるいは住居跡や古墳、寺院跡など、土地に埋もれている文化財のことで、文化財保護法の規制の対象になっています。

町民の皆さんが自宅を新築、増改築される時、あるいは店舗の建築や造成工事などの工事を行う場合、周知の埋蔵文化財包蔵地(埋蔵文化財があるとわかっている土地、以下「周知の遺跡」という。)の範囲内であれば、工事に着手される60日前までに所定の発掘届出書を提出する必要があります。この届け出に対して奈良県知事から、①発掘調査・②工事立会・③慎重工事のいずれかの指示があります。

また、周知の遺跡の範囲外にあっても開発面積が1万㎡をこえる場合は、所定の遺跡有無確認踏査願を提出する必要があります。それぞれの書式は、生涯学習課文化財保存室(文化財保存センター)に常備しています。町内で工事を計画された場合は、周知の遺跡内か否かを照会してください。



※1 奈良県文化財課ホームページ内『奈良県遺跡地図Web』でも確認できます。

なお、範囲の境界付近は必ず生涯学習課文化財保存室に照会してください。

※2 根拠法令など

・個人や民間の開発事業の届出
文化財保護法第93条第1項

・国や地方公共団体、公社・公団の開発事業の通知
文化財保護法第94条第1項

※3 根拠法令など

・個人や民間の開発事業の届出
文化財保護法第96条第1項

・国や地方公共団体、公社・公団の開発事業の通知
文化財保護法第97条第1項